

平成21年第2回本巢市議会臨時会議事日程（第1号）

平成21年5月29日（金曜日）午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）
日程第5 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第6 議案第33号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第34号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第35号 本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
4番	白井悦子	5番	高田文一
6番	高橋勝美	7番	安藤重夫
8番	道下和茂	9番	浅野英彦
10番	中村重光	11番	村瀬明義
12番	若原敏郎	13番	瀬川治男
14番	後藤壽太郎	15番	上谷政明
16番	大熊和久子	17番	大西徳三郎
18番	戸部弘	19番	高橋秀和
20番	遠山利美	21番	鷓飼静雄

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	小 野 精 三
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	鷲 見 良 雄
企 画 部 長	高 田 敏 幸	市 民 環 境 部 長	藤 原 俊 一
健 康 福 祉 部 長	村 瀬 光 廣	産 業 建 設 部 長	山 田 英 昭
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	山 田 道 夫	上 下 水 道 部 長	杉 山 尊 司
教 育 委 員 会 事 務 局 長	成 瀬 正 直	会 計 管 理 者	矢 野 博 行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	河 合 重 光	議 会 書 記	安 藤 正 和
議 会 書 記	吉 村 太 志		

開会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

ただいまから平成21年第2回本巣市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号1番 黒田芳弘君と2番 船渡洋子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告について

議長（後藤壽太郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

3月31日、平成21年第1回岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会定例会が、岐阜市役所で開催されましたので報告いたします。平成21年岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合一般会計予算について、予算総額は、歳入・歳出それぞれ1億2,478万1,000円であります。議案審議あり、原案のとおりで承認されました。また、この施設には本巣市から利用者は現在3名と聞いております。

4月23日、第92回東海市議会議長会定期総会が豊橋で開催され、中村副議長と出席をいたしました。初めに、永年在職議員表彰があり、本巣市議会では一般表彰10年以上で遠山利美議員、高橋秀和議員が表彰されました。

続いて議事に入り、地方税法に基づく還付加算金の割合率の引き下げについて、安定的な下水道事業の経営維持について、緊急雇用対策について、助産師養成所への支援についての要望採択、平成20年度東海市議会議長会会計決算認定、平成20年度東海市議会議長会慶弔基金会計決算認定、平

成21年度東海市議会議長会の負担金、負担金総額297万9,000円であります。平成21年度東海市議会議長会会計予算、予算総額、歳入・歳出それぞれ550万4,000円であります。平成21年度東海市議会議長会慶弔基金の拠出について、平成21年度東海市議会議長会慶弔基金会計予算、予算総額歳入・歳出それぞれ168万円であります。平成22年度第93回定期総会開催地は、沼津市で決定しました。平成21年度東海市議会議長会役員を選出では、本巣市が幹事に選任され、それぞれ原案どおり承認されました。

5月25日、中濃10市議会議長会が瑞穂市で開催され、中村副議長と出席いたしました。

初めに、平成20年度会務報告、平成20年度中濃10市議会議長会会計歳入歳出決算について、平成21年度中濃10市議会議長会会計予算について、予算総額、歳入・歳出それぞれ116万3,000円あります。

役員を選任について、平成21年度の役員として、会長に可児市議会議長、副会長に山県市議会議長、幹事に瑞穂市議会議長が選任されました。また、可児市から福祉医療費公費負担制度に伴う国庫負担金減額査定措置制度の廃止について、瑞穂市から青少年を有害情報から守る環境整備の強化についての要望採択。次回開催地は、本巣市が決定になりました。それぞれ原案のとおり承認されました。

5月27日、第85回全国市議会議長会定期総会が東京で開催され、出席をいたしました。

初めに、永年在職議員の表彰があり、本巣市議会では一般表彰10年以上で遠山利美議員、高橋秀和議員が表彰されました。

続いて会議に入り、一般事務及び会計地方行政委員会ほか5委員会、地方分権改革道州制調査特別委員会からの報告、部会提出議案25件、会長提出議案2件の議案審議、役員改選についてそれぞれ原案のとおり承認されました。以上について報告をいたします。

総会等の資料に関しては、議会事務局にありますので、申し出いただければ閲覧できますので、よろしく願いたします。

以上で報告を終わります。

それでは、続きまして総務企画委員会の報告を委員長にお願いします。

総務企画委員会委員長 高橋秀和君。

総務企画委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、議長の命により、総務企画委員会の報告をいたします。

去る、3月30日午前9時から本庁舎3階第1委員会室において、総務企画委員会を開催いたしました。委員会には委員7名が出席し、本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正に関する事項について、本巣市議会議員が本会議または本巣市議会委員会条例（平成16年本巣市条例第13号）の規定による委員会に出席したときに費用弁償として支給される日額2,000円を実費支給に改正することについて、（平成21年3月6日開催の委員会協議会で多数決の結果、当委員会で協議事項として協議することといたしました。）検討事項といたしまして、1．実費支給額の算出方法、2．距離の決定方法、実際の路程距離、直線距離、それから、会議場所の異なる

場合の距離のとらえ方として、本庁舎、糸貫分庁舎、真正分庁舎。それぞれの事項について検討資料を参考に議会事務局からの補足説明を求め、各委員から意見をお聞きし協議いたしました。

また、去る5月22日、第3回総務企画委員会を午後1時半から本庁舎3階第1委員会室において開催いたしました。委員会には委員7名が出席し、3月30日開催の第2回総務企画委員会で協議しました事項について各委員から御意見をお聞きし、協議いたしました。実費支給の算出法では、市職員の通勤手当に似た方法を、また距離については直線距離によるものとし、会議場所が異なる場合もすべて本庁舎と自宅までとの距離で決定することとしました。また、改正後の費用弁償額を適用日にするなど、先ほどの全員協議会で御報告させていただきましたとおりであります。各議員の御意見をお聞きし、当委員会としては、6月議会定例会期中に議員発議で上程をお願いしたいと思っております。

また、本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例については、次の一般選挙から議員定数が18になることに伴い、各常任委員会の委員定数を7名から6名に改める必要があります。

また、会計課の所管に属する事項を所管する委員会を明確にするため、総務企画委員会の所管事項に加えるなどの条例改正を、先ほどの全員協議会で御説明させていただきましたとおりでございます。同じく議員発議で6月の定例会で上程したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告いたします。

議長（後藤壽太郎君）

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長にお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 高田文一君。

議会だより編集特別委員会委員長（高田文一君）

それでは、議長の命により、議会だより編集特別委員会から報告をいたします。

議会だより第22号につきましては、5月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところでございます。

内容につきましては、3月の定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、本巣中学校生徒及びライオンズクラブメンバーによる席田用水清掃活動の様子を掲載しました。2ページからは、定例会で可決された意見書、議決された議案の内容、12名の議員による一般質問、委員会報告の順に掲載し、最終ページにはP A - M Aの会の活動について掲載いたしました。

今回は、平成21年3月24日、31日、4月7日の計3回にわたり委員会を開催し、皆様から提出していただきました原稿をもとに編集し、発行したところでございます。

今回の議会だよりにつきましては、今臨時会、6月定例会の内容を主なものとして、8月1日の発行を予定しております。

以上、議会だより編集特別委員会から報告をいたしました。

議長（後藤壽太郎君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いいたします。

17番 大西徳三郎君。

17番（大西徳三郎君）

平成21年第2回もとす広域連合議会臨時会が、5月25日、会期1日間で開催されましたので報告をいたします。

今臨時会提出された議案は、条例の一部改正案3件、議会会議規則の一部改正案1件の計4件で、広域連合長提出3件、議員提出1件でした。

提出された議案について、それぞれ説明をいたします。

広域連合長提出による条例の一部改正案3件については、いずれも一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を改正するものです。ただ、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先に申し上げた法改正のほかに、平成21年5月1日付の人事院勧告にかんがみ、職員の平成21年6月に支給する当該期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講ずる必要があるため、関係条例を改正するものでした。

議員提出による議会会議規則の一部改正案1件については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けるための一部改正でした。

提出された議案については、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決されました。

以上で、もとす広域連合議会の報告を終わります。

議長（後藤壽太郎君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第4号及び日程第5 報告第5号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第4、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）と日程第5、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

地方税法の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

地方税法施行令等の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたのでこれを報告し、議会の承認を求めます。

詳細につきましては、市民環境部長から御説明申し上げます。

以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

報告第4号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、報告第4号 専決処分の承認を求めることについての本巢市税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

本条例改正は、先ほど御説明申し上げましたように、平成21年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、専決処分をさせていただきましたものでございまして、主な改正点につきましては、個人市民税における住宅借入金等特別控除の創設における特別控除を所得税に合わせて引いていくものとか、公的年金の徴収について他の所得がある場合には、年金以外の他の所得と合算をして徴収ができる規定がございましたが、当分の間、行わない規定とか、先ほども説明いたしましたが、上場株式等に係る配当譲渡所得課税における軽減税率の適用、固定資産税における非課税枠の拡大、また、優良住宅に係る軽減税率の延長等々でございます。

よろしく願いをいたしまして、補足説明とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

報告第5号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 藤原俊一君。

市民環境部長（藤原俊一君）

それでは、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について補足説明をさせていただきます。

お手元の説明資料の41ページの方をごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成21年3月31日に公布されたことに伴いまして、専決処分をさせていただいております。

本文の大きな内容といたしましては、国民健康保険税の介護納付金に係る課税限度額を9万円から10万円に引き上げるもの。また、国民健康保険税の減額について、23条関係でございますが、第2項、いわゆる軽減税率2割軽減の適用については、申請が必要などの要件がありましたが、7割、5割軽減と同様の取り扱いをすることになったため、削除をするものでございます。

それから、附則の関係でございます。地方税法の改正に伴うもので、主にその条文の整備、あるいは新たに追加されるものがあります。主な点だけ説明させていただきます。

附則の第7項関係でございます。上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例の創設に伴い、新たな規定を設けられ

るもので、その内容について先ほど説明があったとおりでございます、国民健康保険税の所得割の算定を行うものでございます。

それから、11項関係でございます。上場株式等に係る譲渡損失の後に、損益通算、これが新たに加えられたものでございまして、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例が設けられたことによりまして、改正を行うものでございます。

附則等、施行の期日でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行する。ただし、各号の規定する規定は、各号に定める日から施行するということでございます。適用区分といたしましては、改正後の本巢市国民健康保険税条例第2条第4項及び第23条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。

以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

1点だけお伺いいたしますが、上場株式等の配当等に関する経過措置ということで、この一覧表をいただきましたが、昨年の9月に条例改正、法律の改正がありまして、特例措置として上場株の配当については100万円以下については10%、上場株式の譲渡益については500万円以下の場合も10%という形で、21年度、22年度にやることになっていました。それが1回もやられないうちにまた今度変更なので、わからなければわからないで結構ですけれども、今言ったような形でもし課税がされた場合と今回とどう変わりがあるのか、影響があるのかということがわかれば、難しいと思いますのでわからなければ結構ですが、対象数等がわかりましたら教えていただきたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

鷲見総務部長。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、まだ21年度課税分20年度の所得の把握については、電算で処理をしております、大変、額自体を出すのはまだできていない状況でございます。例年ですと、課税状況等によって把握ができる時期が近づいておりますが、残念ながらできていないということでございます。ただし、件数のみは捕捉しておりますので、御説明を申し上げます。

平成20年度については、株式の上場株の配当所得が御指摘の100万円未満については、総数338人中302人の方が、20年度においては課税しておるということで、ほぼほとんど申しますか、87%

と申しますか、約90%近くが少額の配当所得であったというデータが出ております。

平成21年度についても、配当については同じような傾向で、申告があるもの326件でございます。そのうち、これも前年同様、100万円以下につきましては302件ということで、同様の数字でございます。今回拡大します対象者は24人という形になるかと考えております。

また、株式の上場株の譲渡の話でございます。平成20年度現在に総数で171人の方が上場株の譲渡の申告をしていただいております。そのうち、500万円以下は、161名ということで20年度はくくっております。21年度につきましては、この様相が激減をしまして、全体で45名、そのうち500万円以下の譲渡益を得た方が41人ということで、ほとんど500万円以下ということで、対象が拡大されたのに影響される方は4名、現在の捕捉ではそんなような形になっておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか、質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、ないようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

今回の税条例の改正の中で、前進面も含まれているということは事実ではありますが、同時に昨年の9月の際に指摘した一つは、特別徴収の年金にかかわる特別徴収の問題、これは今回合算しないという部分の改定はございますけれども、特別徴収そのものについては変わっていないということで、引き続きやはりこの辺については、当時述べたと同じような理由で問題だというふうに思っています。さらに、当時申し上げたのは上場株に対するいろんな軽減措置というのは、大金持ちに対する優遇措置だということで主張をしておりました。そういう批判が全国的にも非常に大きかった中で、配当については100万円、譲渡については500万円という制限を設けたにもかかわらず、一度もやらずに元に戻ってしまう。さらに、1年延長するというのであれば、まさに朝令暮改であり大企業、大資産家優遇措置だというふうに言わざるを得ない、そのことが歴然としていると思います。ちなみに、国税庁の申告所得標本調査というのがありますが、それで見ますと年間所得100億円以上の高額所得者が10人おって、これらの人の所得が、いろいろ計算はありますけれども上場

株等の配当、譲渡益が6分の5というふうに推定されているそうであります。これから試算すると一人当たり15億4,000万円減税されるということが、国税庁の調査でわかっています。本巢市の場合、今度対象、例えば譲渡でいうと4人しか、対象が拡大した場合に、ふえないということでありますけれども、その4人がどういう方なのかわかりませんが、いずれにしても、少額の配当あるいは譲渡の人が対象になるならいざ知らず、それを無制限にしてしまうということは明らかに、歴史あるいは時代に逆行していると言わざるを得ません。そういう点から、この条例案について、また専決については反対をしたいと考えています。

以上です。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま、反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はございませんか。

〔挙手する者あり〕

17番 大西君。

17番（大西徳三郎君）

今、反対の討論をるるお聞かせいただきました。私としては、地方税法の改正に伴って既に専決されており、4月1日から当然施行しておるということもあり、見解の相違もあるということで、この議案に賛成をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

それではないようですので、これで討論を終わります。

これより報告第4号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第5号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第5号は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

あえて質疑はいたしませんでしたが、限度額の引き上げでございます。これについては所得の多い人は、もっとどんどんもらってもいいのではないかなという意見もあります。それも否定はしませんが、限度額の対象となる所得をはるかに超えるような人についてはそうだろうと思いますけれども、そうでない人については、所得があるからそれがそのまま生活の豊かさにつながっているわけではないという要素もございます。そういう点では、さらにきめ細かな対応が必要になるのではないかなというふうに思っています。そういう中で、今、介護をめぐる情勢は非常に厳しいものがあります。介護職員の問題もありますし、さらにサービスがどんどん後退しているというきらいもありますし、今、この介護納付金を払っている我々の世代がそうなったときに、本当にきちんとしたサービスが受けられる保証が残念ながらないという状況の中で、負担だけがふえていくということになるのではないかなというふうに思わざるを得ません。そういうような中で、限度額の引き上げについては賛成しかねるというふうに思って、反対をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま、反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

17番 大西君。

17番（大西徳三郎君）

まさしく限度額を上げるということは、我々にとっても痛いことであります。しかし今、反対討論の中で述べられたように、今、介護の世界は非常に大変な状況にあるということで、1万円引き上げられるということでもありますけれども、これもやむなしかなとそんなふうに思いますし、既に専決されておるということで、賛成をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより報告第5号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市国民健

康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 議案第33号から日程第8 議案第35号まで(上程・説明・質疑・討論・採決)
議長(後藤壽太郎君)

日程第6、議案第33号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第35号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長(藤原 勉君)

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第33号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成21年5月1日の人事院勧告に基づき、勧告どおり国家公務員の平成21年6月の期末・勤勉手当の一部を暫定的に凍結することに伴い、関係条例を改正するものでございます。

次に、議案第34号 本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成21年5月1日の人事院勧告に基づき、勧告どおり国家公務員の平成21年6月の期末・勤勉手当の一部を暫定的に凍結することに伴い、関係条例を改正するものでございます。

次に、議案第35号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成21年5月1日の人事院勧告に基づき、勧告どおり国家公務員の平成21年6月の期末勤勉手当の一部を暫定的に凍結することに伴い、関係条例を改正するものでございます。

以上、いずれの議案についてもその詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

議長(後藤壽太郎君)

議案第33号から35号までの補足説明を、総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長(鷲見良雄君)

それでは、議案第33号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

お手元に配付しております平成21年度第2回本巣市議会臨時会議案説明資料でございますが、51ページからそれぞれ内容を記載させていただいております。条例改正の主な内容について御説明を申し上げます。

平成21年5月1日の人事院勧告を受け、国家公務員の一般職職員の期末・勤勉手当6月支給の一部を暫定的に凍結することとなったため、本市の職員の支給についても人事院勧告どおり一般職職員の6月支給分の期末手当0.15ヵ月、勤勉手当0.05ヵ月、特定管理職員の期末手当0.10ヵ月、勤勉

手当0.10ヵ月、それぞれ0.2ヵ月分を暫定的に凍結するもので、附則をもって特例措置を定めるという内容でございます。

続きまして、議案第34号 本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。56ページにあらうかと思えます。

本条例改正は、議案第33号において御説明申し上げましたように、県内各市の職員の状況等々から、平成21年6月支給の期末手当を暫定的に0.2ヵ月分凍結をするという条例改正でございます。

続きまして、議案第35号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本案も、議案第34号において御説明を申し上げましたとおり、県内各市の職員の状況等々を勘案しながら、6月支給手当を暫定的に0.2ヵ月分減ずるという内容でございます。よろしくお願いを申し上げます。

以上で終わります。

議長（後藤壽太郎君）

議案第33号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

先ほど全協の中で、ラスパイレス指数が89.8という話がありまして、かつて町の段階のころは94、95であったと記憶しておりますが、ラスパイレス指数がそのまま給与実態を即ストレートに反映しているというふうには思いませんけれども、低いということは事実であらうというふうに思います。その中で、一つだけ確認しておきたいのは、今、岐阜県内に21市ありますが、その中で本巣市のラスパイレスというのは何番になるんでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

鷺見総務部長。

総務部長（鷺見良雄君）

ここに資料がございますとおり、平成19年度の給与の実態等から見ますと、21市中19番目、下から3番目ということございまして、データによりまして一番低いのが88.5ということで、一番高い県内の市町は100ということでございます。先ほどからいろいろ御指摘をいただいておりますが、直ちに実態を反映するとは言い切れませんが、一つの有力な情報でございまして、そんなような状況でございます。

以上です。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案33号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

本案について、二つの点からまず反対をしたいと思います。

一つは、ボーナスをカットするということの理由に民間との格差の是正ということが言われます。ただ、この間の歴史を見ておきますと、民間が下がった、だから公務員を下げる、その次また民間は公務員を見て下げるといふ悪循環がたびたび見られました。今、景気回復するのに主要な課題は、購買力をどう高めていくか、国内の内需をどう拡大していくかということが主要な問題です。そうした中で、0.2ヵ月分と言いつつも、引き下げることについては購買意欲をそぐのではないかというふうに思います。公務員だけ特別扱いする必要はないというような意見もありますけれども、それは先ほど申し上げたように、公務員の削減がさらに民間にはね返ってくるということがこの間の歴史でもあります。そういったことを考えてみたときに、やはり問題ではないかというふうに考えています。

二つ目は、今、ラスパイレス指数、岐阜県内では下から3番目という話を聞きました。この本巣市が誕生する際、あるいは誕生してすぐから本巣市役所内の職員の給与の格差の是正をすべきではないかということも主張してまいりました。合併に当たっての4町村のそれぞれの給与に対する対応の違い、あるいは合併に向けての対応の違いによって職員間での格差が生じていることも事実であります。

そういったことの是正が十分なされていない。さらに、また先ほど、これも全国で出ておりました、例えば県のラスパイレス指数の比較で話が出ておりましたけれども、いずれにしても、本巣市の職員給与が低い方にあるというのは、事実であろうというふうに思います。そういった点についての是正も抱き合わせでこういった考えが出てくるのであればまだしも、それはまだこれから考えましょうという状況の中で削減だけを打ち出されるのはいかがなものかというふうに考えて、反対をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま、反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 黒田君。

1番（黒田芳弘君）

議案33号についての賛成の討論をさせていただきます。

地方分権が叫ばれている中、これからは人事院の意見に左右されることなく、各自治体の行政職員及び住民の努力によって財政のすぐれたところは上げる、そうでないところはそれなりにといったように、おのおの決められるべき、またそうしていかなければならない時代に来ていると思います。

しかし、例を挙げますと、皆さん承知のとおり、夕張市のように行政の財政計画がずさんで、またそれを精査すべき議会の監視力が低かったようなところは破綻をいたしまして、当然給与・報酬等も大幅に下げなければならない自治体も出てきております。

しかしながら、今回については調べてみますと、民間の上場100社のこの夏のボーナスは平均でマイナス14.4%、64.8万円。国家公務員につきましてはマイナス9%の63.6万円ということであります。また、この本巢市においては民間企業のそのほとんどが中小企業でありまして、確かなデータはございませんが、私の知るところではこの半分以下の支給ではないかと思われまます。また今までは、勧告に基づき上げるときにはそれに従い決めてきた経緯もあります。そして、何よりも公務員は民間とは違いまして身分が保障されております。人事院勧告に左右されることなく独自に給与を決定することは今後の課題といたしまして、それらを私なりに総合的に判断するとともに、後の34号と並びまして、みずから身を切るこの議案を提出された市長、執行部の意を尊重いたしまして、賛成したいと思ひます。

議長（後藤壽太郎君）

ほかに討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第33号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第34号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号については、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

職員のボーナスについてカットが可決されたので、そういう前提に立てば本案については賛成をした方がいいのかなという思いもなきにしもあらずですが、ただこの提案理由をよく見てみますと、「平成21年5月1日の人事院勧告に基づき」ということで書いてありますね。だから、あくまでもこの上級の特別職あるいは次の議員についても、人事院勧告を受け入れたということを理由にしています。そういう限りでは、やっぱり人事院勧告に一方的に従うということについて異議が私はありますし、先ほど税条例のところでも申し上げたように、国は本当に最近ひどく朝令暮改をしているというような状況の中で、国の言うとおりやっていたらいいという時代はもうとっくに過ぎているということを考えてみたときに、このボーナスのカットについてはやはり理由についてはとてもやっぱり認められないというふうに言わざるを得ません。

以上の理由で反対をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま、反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 黒田君。

1番（黒田芳弘君）

ただいま鵜飼議員が言われましたようだと私はと思いますが、またそれらは今後の課題といたしまして、今回につきましては賛成としたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第34号 本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第35号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する

条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第35号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

これで本日の日程はすべて終了しました。

以上をもちまして、平成21年第2回本巣市議会臨時会を閉会といたします。大変御協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前10時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員